

## 川越市導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、平成2年に30万人を超え、平成15年4月には埼玉県内で初の中核市に移行した。以降も人口は増加しており、平成30年5月1日現在352,756人であるが、第四次川越市総合計画の平成27年度人口推計によると、本年度を境に減少へ転じると予測されている。更に、年代別構成比は、年少人口（0～14歳）が12.6%（44,576人）、生産年齢人口（15～64歳）が61.2%（216,027人）、高齢人口（65歳以上）が26.1%（92,153人）となっており、すでに4人に1人が高齢者である。また、本市の就業人口は平成7年の168,019人をピークに減少傾向であり、このような人口構造の変化は、市内産業における人材不足、ひいては産業競争力の低下を招くことが懸念される。

本市の産業は大部分を占める中小企業が、地域経済の中心的な役割を果たしており、埼玉県の「平成27年度 埼玉の市町村民計算」によると、市内総生産は1,182,713百万円であり、その構成比は第1次産業0.3%、第2次産業26.5%、第3次産業72.2%となっている。事業所数を産業中分類で見ると、市内約11,000事業所のうち、建設業、製造業、宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス・娯楽業がそれぞれ約1,000事業所、卸売・小売業については2,000を超える事業所があり、多様な業種が展開している。「平成28年経済センサス」によれば、従業員数は約14万人のうち、卸売・小売業が約20.6%、製造業が約17.7%と、大きな割合を占めており、本市産業の中核を担っていることがわかる。

市内産業への本市の取組みとしては、平成12年3月に「川越市産業振興ビジョン」を策定し、変動の大きな経済情勢や社会環境の変化により見直しや修正を重ねながら、産業振興を推進してきたところである。平成27年3月には「川越市中小企業振興基本条例」を制定し、中小企業振興に重点を置いている。

しかし、本市で実施した「平成29年度川越市景気動向調査」では、今後の見込みとして、生産性の低下や売上の減少傾向、雇用人員の不足感をあげる事業所が多いことから、市内事業所の生産性を向上させ、市内産業の競争力の強化を図る必要がある。

#### (2) 目標

本計画を策定し、事業者の先端設備等への投資を促進及び生産性向上への意識啓発を図る。

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画に係る固定資産税の特例を受けた事業者が、平成29年度課税及び平成30年度課税の2カ年で47事業者であったこと

から、それを上回る目標値として、本計画に沿って「先端設備等導入計画」を策定し、認定を受ける事業者数を、3年間で75事業者を目指すこととする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定める労働生産性をいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市における多様な産業の設備投資を全面的に支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

- ・機械及び装置
- ・器具及び備品
- ・工具のうち測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）
- ・建物附属設備
- ・ソフトウェア

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

生産性向上に意欲的な事業者を広く支援するため、本計画の対象区域は、本市の全域とする。

### (2) 対象業種・事業

本市の多様な業種・事業における生産性向上を支援するため、全ての業種・事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国の同意日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、又は5年間のいずれかとする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を含む計画は対象としない。
- ・ 公序良俗に反する事業に関する計画や、反社会的勢力との関係が認められる者は対象としない。
- ・ 先端設備等導入計画の認定を受けた者は、当該計画の進捗状況について、市が調査を実施する場合、可能な限り協力すること。